

# お知らせ



## 中国残留孤児の 身元引受人募集

厚生省では、肉親探しのための訪日調査によっても身元が判明しない中国残留日本人孤児の方々が、日本に帰国永住するために必要な身元引受人を募集しています。詳しくは市福祉事務所社会係(☎49)3111内208へお問い合わせください。

## 中央公民館 婦人学級生募集

とき・5月29日開講式  
毎週水曜日  
午前10時～12時

ところ・青少年ホーム  
対象・60歳未満の婦人

内容・老人介護、軽スポーツ他  
申込み及び問合せ  
中央公民館 ☎42)4369

## 市民学校

### 受講生募集

①健康と調理の教室(前期)  
とき 6月5日～7月17日  
毎週水曜日 10時～13時

②料理教室(後期)  
とき 9月4日～10月23日  
毎週水曜日 10時～13時

ところ 大館調理師専門学校  
定員 30人(18歳以上)  
締切り 5月25日

申込み及び問合せ

市教育委員会社会教育課

または大館ホテヤ学園  
☎49)3111(内255)  
☎43)4225

※前、後期を通しての申込みを原則とします。

## 三世代交流 ゲートボール大会

とき・5月26日 午前8時30分  
ところ・長木川河川敷コート  
チーム・5～8人で高齢者(60歳以上)3名、青年1名、子供(中学3年生以下)1名が常時出場すること

申込み及び問合せ

大館青年会議所  
☎49)5140

## 特別給付と 児童手当

特別給付は昭和57年6月から60年5月までの特別措置でしたが、60年6月から来年度5月まで延長される見込みとなりました。また児童手当についても現行どおりとなっています。

いずれも義務教育終了前の児童を含む十八歳未満三人以上の児童を養育している父または母、養育者で、一定の所得に満たないとき支給される手当ですので、該当されると思われる方は手続きにおいでください。

福祉事務所福祉係  
☎49)3111(内209)

## 献血に ご協力ください

▽5月24日(金)

9時～10時 片山和光薬品前  
10時半～11時半 根下戸新町  
日産プリンス前

▽5月28日(火)

12時半～14時 清水町秋田総合  
高等職業訓練校  
14時半～16時半 大町殿村薬局前  
▽5月29日(水)

9時～12時 市役所前

## 社福協の 無料相談所

◆心配ごと相談  
とき・毎週月曜～水曜  
午前10時～12時

◆法律相談  
とき・毎月1回で5月20日、6月21日、7月18日など、午後1時～3時

ところ・いずれも社会福祉協議会(餌釣バス停前、広域交流センター隣り)  
申込み及び問合せ  
社会福祉協議会  
☎49)3942

## 洋裁速成科会員募集

とき・毎週月曜 10時半～16時  
ところ・青少年ホーム  
申込み・野口泰子 ☎42)4627

## 石油燃料機器の 技術講習会

とき・6月8日～10日  
9時～17時

ところ・秋田県農協ビル(秋田市)

受講料・一万五千元  
申込み及び問合せ  
広域消防署 ☎43)4151

## 国税専門官募集

受験資格・昭和33年4月2日～39年4月1日生まれ  
申込み及び問合せ・5月24日まで  
大館税務署(☎42)0671)へ

## 秋田県の海外研修 団員の募集

訪問団・デンマーク、西ドイツ、フランス  
期間・8月25日～9月7日  
募集団員数  
①青年、婦人班 15人  
②中核農業者班 10人

申込み及び問合せ  
市教育委員会教育課  
☎48)3111(内255)

## 市民の善意

◆老人ホーム扱い カステラ  
(株)東北ビル管財 生椎茸  
鈴木安幸さん(軽井沢)  
◆教育委員会扱い 誕生菓子  
曲田寿さん(軽井沢)  
大槻 一さん(長倉町) 一輪車  
(株)安田火災海上保険 黄色いワッペン  
黄色い帽子

秋田県愛の黄色い帽子の会  
◆福祉事務所扱い 古着  
横谷清子さん(鉄砲場)

◆中央図書館扱い  
竹村卓二さん(大阪府)、竹村裕介さん(東京都)、吉田松陰全集ほか  
高橋諒一さん(赤館町) 美術全集  
池田道子さん(一心院南) 児童図書

## 大館地区総合事務所でも パスポートの申請を受付

七月一日から、一般旅券(パスポート)の新規発給申請の受付事務を大館地区総合事務所でも実施します。どうぞご利用ください。  
受付時間・月曜日～金曜日  
9時～12時、13時～16時

取扱事務・一般旅券の新規発給申請の受付事務。  
なお、緊急処理を必要とするものや、二重申請、紛失による切替などはこれまで通り県生活環境部県民生活課(県庁一階県民ホール内)で取り扱います。

旅券交付・申請受付から16～19日目に県民生活課で交付します。  
(県から申請者に通知します)

問合せ・大館市三の丸  
大館地区総合事務所  
☎49)2211

## 63年から商・サービス業 労働時間の特例が廃止

労働基準法では、休憩時間を除き一日八時間労働制を定めています。従来、商業・サービス業のうち特例業種については一日九時間労働を認めていました。しかし、昭和五十六年から段階的にこの特例を廃止し、今回の規則改正で、十人未満の特例業種についても、三年後の六十二年四月一日から八時間労働制となります。詳しくは大館労働基準監督署(☎42)4033)までお問い合わせください。  
(対象業種)  
卸・小売業、理・美容業、旅館・ホテル、料理・飲食店、病院、その他